

山口県子ども・子育て支援事業支援計画について

1 計画の趣旨

子ども・子育て支援法第 62 条に基づき、幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育所等）に係る今後 5 年間の「量の見込み」とその「確保方策」等について定める。（計画期間：H27 年度～H31 年度）

2 県計画と市町計画

幼児期の学校教育・保育等の実施主体である市町も計画を定めることとされており、県計画との関係は以下のとおり。

市 町 計 画	県 計 画
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 ・地域の子育て支援（一時預かり、放課後児童クラブ等）の量の見込みと確保方策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策について市町計画を取りまとめ ・人材確保・資質の向上の取組 等

3 県計画で定める主な内容

○量の見込みと確保方策について

- ・量の見込みと確保方策を定める単位（＝教育・保育提供区域）の設定

⇒検討課題①：区域をどのように設定するか

- ・設定区域ごとの 5 年間の量の見込みと確保方策〔市町計画の積み上げ〕

○施設の認可に係る需給調整の考え方について〔国の基本指針に基づく〕

- ・認可申請があった場合、当該区域において、
 需要＞供給 ⇒ 原則、認可
 需要＜供給 ⇒ 認可しないことができる

○認定こども園について

- ・今後 5 年間の目標設置数の設定

⇒検討課題②：目標設置数をどのように設定するか

- ・認可の需給調整の特例

認定こども園の認可・認定については、当該区域の需要に「県計画で定める数」を上乗せして需給状況を判断する

⇒検討課題③：「県計画で定める数」をどのように設定するか

○保育士等の人材確保・資質向上について

- ・県の役割とされている人材確保・資質向上の方策

⇒検討課題④：人材確保等のために、どのような取組が必要か

検討課題1 県が設定する教育・保育の提供区域を、どのように設定するか。

○市町計画での区域設定の状況等を踏まえ、検討する。

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針

- ・量の見込みと確保方策を定める単位として、市町の教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態を踏まえて設定
- ・区域は、施設の認可・認定の際の需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること

《区域設定の考えられるパターン》

- ①市町を1つの単位として設定
- ②県内をいくつかの区域に分けて設定
- ③全県を1つの区域として設定

【参考】

◇幼児期の学校教育・保育に係る「量の見込み」と「確保方策」の記載イメージ
(区域ごとに記載)

00区域	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	0-2歳
	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり	学校教育のみ	保育の必要あり	保育の必要あり	保育の必要あり
①量の見込み	必要利用 定員総数															
②確保方策	特定教育・ 保育施設															
	地域型保育 事業	/	/		/	/		/	/		/	/		/	/	
②-①																

※「量の見込み」の中間集計の状況は、資料3（参考資料）のP16を参照

検討課題2 認定こども園の目標設置数（箇所数）をどのように設定するか。

○市町のニーズ調査に基づく市町計画での量の見込みや、既存幼稚園や保育所の移行希望、実施主体である市町の考え方等を踏まえ検討していく。

※目標数を設定するためのデータやその把握方法

- ・市町計画を定める際のニーズ調査における認定こども園の利用の希望
- ・幼稚園及び保育所の移行に関する意向を把握

※把握したデータから如何に目標数を算定するか。

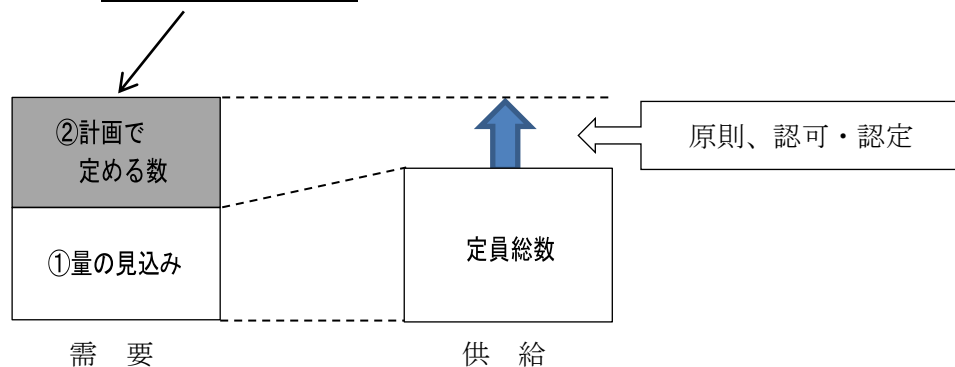
検討課題3 認定こども園に係る需給調整の特例について、「量の見込み」に加える「県計画で定める数（人数）」をどのように設定するか。

○市町のニーズ調査に基づく市町計画での量の見込み、既存幼稚園や保育所の移行希望、実施主体である市町の考え方等を踏まえ検討していく。

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針

- ・幼稚園等が認定こども園に移行しようとする場合、区域内の施設の定員の総数が、「量の見込み」に「県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行う
- ・県計画で定める数は、認定こども園への移行促進のため、幼稚園等の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定
- ・数の設定については、子育て会議の議論等により透明性を確保

①量の見込み+②県計画で定める数 > 供給 ⇒ 原則、認可・認定



【参考】

◇施設の認可に係る需給調整の考え方

需要 > 供給

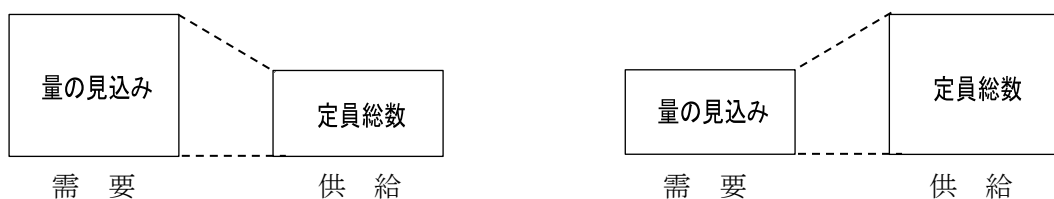
⇒ 原則、認可・認定

(適格性・認可基準を満たす場合)

需要 < 供給

⇒ 認可・認定しないことができる

(=需給調整)



※上記について、区域ごと、認定区分ごとに判断する。

検討課題 4 保育士等の確保及び資質の向上のために、どのような取組が必要か。

○国の補助制度や、これまでの県の取組等を踏まえて検討する。

《平成26年度の取組状況》

◇人材の確保

事業名	事業内容
保育士等処遇改善臨時特例事業 (保育緊急確保事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、保育所運営費の民改費を基礎に上乗せ相当額を交付 ・予算額 44,975 千円 (国 3/4、県 1/8、市町 1/8)
保育士再就職支援コーディネーター配置事業 (子育て支援特別対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職支援を実施 ・予算額 3,612 千円 (基金 1/2、県 1/2)
潜在保育士再就職支援研修事業 (子育て支援特別対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士に対し、保育技術の研修 (座学)、保育所の見学実習を実施 ・予算額 1,451 千円 (基金 1/2、県 1/2)

◇資質の向上

事業名	事業内容
保育士保育内容研究委託事業 (子育て支援特別対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実践上の課題に関する調査研究を、山口県保育教会に委託して実施 ・予算額 100 千円 (基金 1/2、県 1/2)
保育の質の向上のための研修事業 (子育て支援特別対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が行う研修や、保育所が独自に外部の研修に参加する場合の経費を補助 ・予算額 13,060 千円 (基金 1/2、市町 1/2)
保育所等職員専門性向上研修 (保育所機能強化推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や地域子育て支援拠点職員に対し、発達障害児等への支援に関する専門的な研修を実施 ・予算額 2,653 千円 (県 10/10)
民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会参加のための代替職員雇用費助成 ・予算額 119 千円 (県 1/2、市町 1/2)